

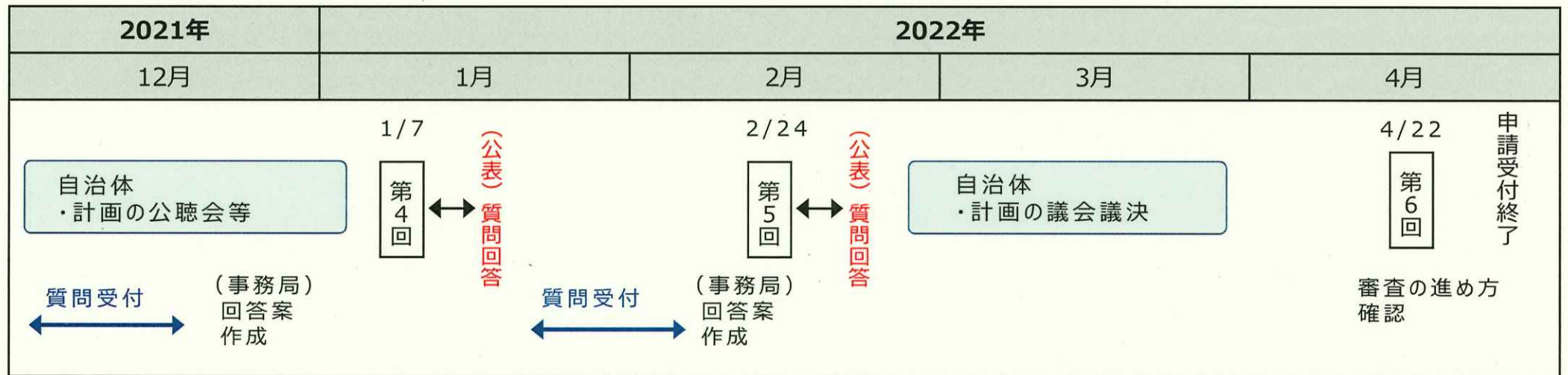
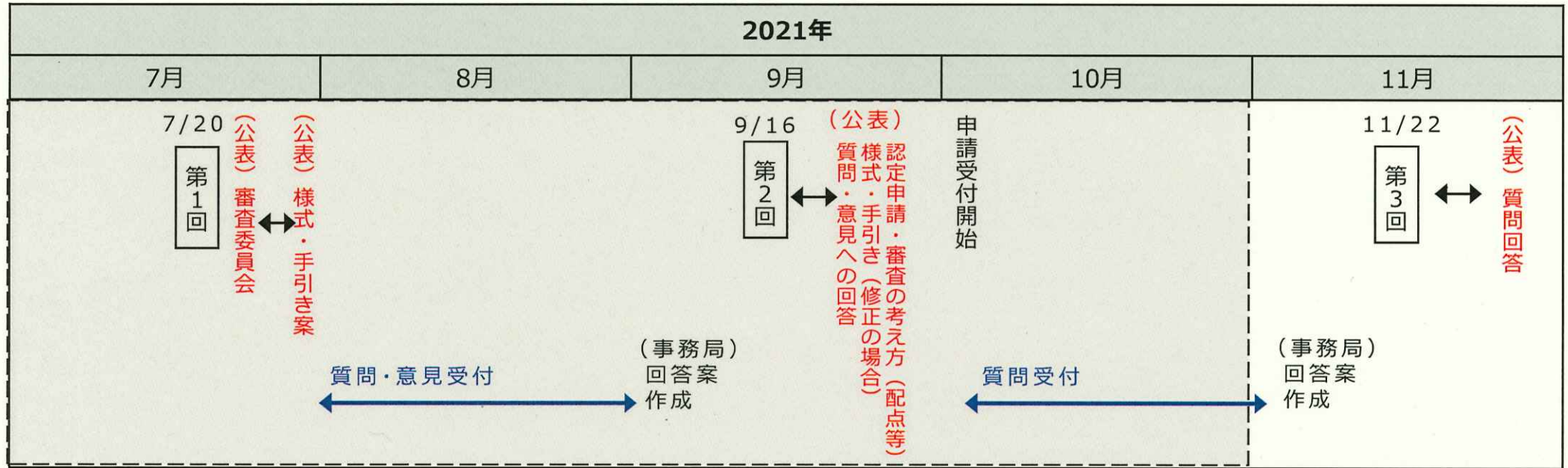
補足説明資料

令和3年11月

1. 現状の動向とスケジュール

(前回委員会での指摘事項を踏まえた委員会審議
内容の見直し)

スケジュール<申請受付終了まで>



(補足)

- ・質問・意見受付の対象は、IR整備法に基づく実施主体となりうる地方自治体(都道府県又は政令市)とする。
- ・質問回答は、申請者に共通で理解してもらうため、区域整備計画の申請者の権利、利益等を害するおそれがある部分を除き、公開する。
(質問提出の際に、こうした内容が含まれる場合は、その旨を明らかにすることの記載を求める。)

前回委員会(第2回)でのご指摘事項について

■採点方法の見直しについて

ご指摘

評価基準項目ごとの採点方法について、今後、段階的評価による評価方法をベースとしつつ、認定のラインや評語の書きぶりなど、改めて考え方を整理すべき。

■評価基準の項目ごとの評価方法の検討の進め方について

ご指摘

どのような提案を優れていると評価するのか、評価項目ごとにベンチマークの検討が必要ではないか。

評価基準25項目のベンチマーク検討に際し、評価基準によっては、内容に応じ配点を細分化するという方法もあるのではないか。

国内にIRが複数立地する場合(大阪■■■■■)、需要の奪い合いをどのように評価に反映するか検討する必要があるのではないか。

カジノ施設への入場者数が増加するとギャンブル依存症患者も増加するという関係性にあるため、多くの来場者数が見込まれる計画が無条件に良いとはならないのではないか。

■その他

ご指摘

区域整備計画の記載事項の審査による評価と、申請者による審査委員会へのプレゼンテーションの審査による評価について、評価対象はあくまでも区域整備計画の記載事項であり、プレゼンテーションは理解を深めるために行われるべきである。また、こうした点をプレゼンテーションの前に申請者にも伝えておくべき。

審議内容の見直し<申請受付終了まで>

	2021年			2022年			
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
審査委員会		第3回		第4回		第5回	第6回
		<ul style="list-style-type: none"> 採点方法の見直し 評価基準の項目ごとの評価方法の検討（全体方針等） 質問回答 その他 		<ul style="list-style-type: none"> 評価基準の項目ごとの評価方法の検討（各論①） 質問回答 その他（別途指摘対応等） 		<ul style="list-style-type: none"> 評価基準の項目ごとの評価方法の検討（各論②） 質問回答 その他（別途指摘対応等） 	<ul style="list-style-type: none"> 評価基準の項目ごとの評価方法の検討（各論③） 審査方法（まとめ） 質問回答 その他（別途指摘対応等）
様式、手引きへの質問回答	質問受付 ←→ (事務局) 回答案作成	質問回答 ←→ (事務局) 回答案作成	質問回答 ←→ (事務局) 回答案作成	質問受付 ←→ (事務局) 回答案作成	質問回答 ←→ (事務局) 回答案作成	質問回答 ←→ (事務局) 回答案作成	質問回答 ←→ (事務局) 回答案作成
大阪府	事業者提案を踏まえ、自治体と事業者が区域整備計画を作り込む時期		公聴会開催等		区域整備計画の議会議決等	国への区域整備計画の認定申請が見込まれる時期	

委員会の日程<申請受付終了(来年4月28日)まで>

第4回 2022年 1月 7日(金)10:00~(2時間程度)(完全オンライン形式)

第5回 2022年 2月24日(木)13:00~(2時間程度)(ハイブリッド形式)

第6回 2022年 4月22日(金)15:15~16:45 (ハイブリッド形式)

(※)留意点

- ・ハイブリッド形式の会議は、竹内委員長、山内委員長代理のみ対面参加。

2. 採点方法の見直しについて

(前回委員会資料)採点方法について

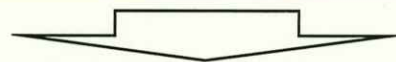
- 各委員の専門分野に関する評価項目の初回審査を実施した後、全委員が全評価項目の採点を行う。
- 評価項目ごとに、各項目の配点に段階評価に応じた率を掛けて、各項目の点数を算出。
- 各委員の採点結果を平均し、提案のあった区域整備計画の採点を決定。

■ 区域整備計画の申請受付後の審査の流れ

- ・各委員は、各々の担当分野に関する計画の初回審査(点数は付けない)を実施。委員会で他委員に審査結果を説明。



- ・各委員は、各々の担当分野の委員の説明内容を参考に、全項目の採点を実施。
- ・全委員の採点を平均した採点結果を共有。



- ・計画の申請者から審査委員会に対してプレゼンテーションを実施。各委員は、必要に応じ各採点を修正。
- ・全委員の採点を平均し、最終的な点数とする。

■ 5段階評価による採点

評価	評価結果	採点の計算
A	非常に優れている。	配点 × 100%
B	優れている。	配点 × 75%
C	評価すべき点がある。	配点 × 50%
D	平凡な内容である。	配点 × 25%
E	特段評価すべき点がない。	配点 × 0%

※ 委員の判断により、さらに詳細な区分による評価(B+、C+、D+、E+)を認める。
(参考:同種事例の新国立競技場等の事業者選定手続きにおいても、同様の採点の計算方法を用いている。)

(前回委員会資料)計画の認定について

- 上限3の範囲内で優れた計画を認定する観点から、採点の結果一定の点数以上の計画を認定。
- 認定の対象ラインについては、以下全てを満たすことを一つの目安とし、引き続き検討。
 - ・平均点で満点の次位のB評価(優れている)相当である750点以上であること
 - ・高い配点項目については、平均点で少なくとも50%のC評価(評価すべき点がある)以上の点数となること。
(例えば、ギャンブル依存症対策だと満点150点に対し、75点以上となること)

■採点結果のイメージ

		評価項目	配点	委員1		委員2		委員3		合計得点	平均得点
				評価	得点	評価	得点	評価	得点		
ア.国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現への寄与	(ア)IR区域全体	①IR区域全体のコンセプト	30	B	22.5 (30x0.75)	B	22.5	A	30	75	25
		②IR区域内の建築物のデザイン	30	C+	18.75 (30x0.625)	B	22.5	C	15	56.25	18.75

平均得点の合計点が、委員会としての得点

特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針(令和2年12月18日特定複合観光施設区域整備推進本部決定)(抄)

第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項

7 認定審査の基準

(3) 評価基準

…評価基準に従って、審査委員会が評価を行い、その結果を国土交通大臣に報告する。国土交通大臣は、審査委員会の審査の結果に基づき、**認定を受けることとなる区域整備計画の数が3を超えない範囲内で、優れた区域整備計画を認定**するものとする。

認定の対象ラインの見直しについて

- 認定の対象ライン(足切りライン、認定ライン)について、以下の論点を踏まえ、PFI事業者選定等の同種事例を確認しつつ、再検討を行った。
- その際、採点評語についても、併せて再検討した。

(前回委員会での案)

- <足切りライン>高い配点項目については、平均点で少なくとも50%のC評価(評価すべき点がある)以上の点数となること。(例えば、ギャンブル依存症対策だと満点150点に対し、75点以上となること)
- <認定ライン>平均点で満点の次位のB評価(優れている)相当である750点以上であること

■ 足切りライン再検討に当たっての論点

- ・IRの基本方針においては、要求基準19項目を満たしたもののみを対象に、評価基準25項目に基づく評価を行うとされている。
- ・要求基準においては、これまでにないMICEの施設規模や、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除に向けた取組等、IR整備法に基づく法定要件等の充足が求められており、足切りラインの設定に際しては、要求基準を充足していることも考慮すべきではないか。

■ 認定ラインの再検討に当たっての論点

- ・要求基準19項目の取扱い(要求基準についても点数化した上で認定ラインの設定を行うべきではないか)
- ・採点評語の見直しに当たっては、同種事例を確認しつつ、IRの基本方針において、「優れた区域整備計画を認定する」とされていることを考慮。

要求基準①

要求基準	
1	カジノ施設を含むIR施設の開業以降全ての時点において、IR整備法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる施設が全て設置され、及び運営されるとともに、そのそれぞれが、特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていなければならない。
2	カジノ施設の数が増えず、かつ、ゲーミング区域の床面積の合計が、IR整備法施行令第6条に規定する面積を超えないものとなっていなければならない。
3	IR区域がIR施設を設置する一団の土地の区域としてIR事業者により一体的に管理されるものでなければならない。
4	IR区域の土地の使用の権原をIR事業者が既に有し、又はその権原をIR事業者が取得する見込みが明らかにされ、及びIR施設を設置するために必要となる資金を調達する見込みが明らかにされるなど、IR施設を確実に設置できる根拠について妥当性が認められるものでなければならない。
5	都道府県等が定める接触ルールが策定されているなどにより、民間事業者の公募及び選定が公平かつ公正に行われたものでなければならない。
6	区域整備計画の作成及び認定の申請に当たって、協議会における協議又は立地市町村等及び都道府県公安委員会との協議、公聴会の開催その他の住民の意見を反映するために必要な措置、都道府県等の議会の議決及び立地市町村の同意、立地市町村が地方自治法第96条第2項の規定に基づきこの同意を議会の議決事項とした場合には議会における議決など、地域における合意形成の手続きが適切に行われたものでなければならない。
7	IR事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組が適切かつ十分なものでなければならない。
8	①IR事業者の役員及び株主又は出資者について、(i)カジノ事業の免許を受ける上での欠格事由が存在しないことにつきこれらの者による表明・確約書、(ii)暴力団員等が含まれないことについて都道府県警察に照会し確認したことを示す書面、(iii)暴力団員等が含まれないことについて調査会社に調査を委託した場合にはその報告書、また、②IR事業者において、反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力による被害を防止するため、行動指針を作成するなど適切な措置を講ずる予定であることを明らかにする書類が添付されていなければならない。
9	都道府県等又はIR事業者が審査委員会の委員に対して不正な働きかけを行ったと認められるものであってはならない。
10	IR区域は、国内外の主要都市との交通の利便性その他の経済的社会的条件からみて、IR区域の整備を推進することが適切と認められる地域でなければならない。

要求基準②

	要求基準
11	カジノ事業の収益が設置運営事業の実施に活用されることにより、設置運営事業が一の設置運営事業者により一体的かつ継続的に行われると認められるものでなければならない。
12	施設供用事業が行われる場合には、IR事業が設置運営事業者と施設供用事業者との適切な責任分担及び相互の緊密な連携により行われると認められるものでなければならない。
13	IR事業者が会社法に規定する会社であって、専ら設置運営事業(施設供用事業者にあっては、施設供用事業)を行うものでなければならない。
14	設置運営事業者がIR施設を所有するもの(施設供用事業が行われる場合には、施設供用事業者が所有するIR施設を設置運営事業者が使用するもの)とされていなければならない。
15	IR整備法に基づきIR事業者が自ら実施するカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置並びに国や都道府県等が実施する施策への協力が事業基本計画に記載されているとともに、その記載された措置をIR事業者が適切に実施すると認められるものでなければならない。
16	カジノ事業の収益を活用して実施することが計画されているIR施設の整備その他IR事業の事業内容の向上及び都道府県等が実施する施策への協力等に係る内容が具体的に記載されているとともに、区域整備計画に記載する収支計画及び資金計画と整合的なものとなっていなければならない。
17	認定都道府県等入場料納入金及び認定都道府県等納付金の使途が明らかにされていなければならない。
18	IR区域の整備による経済的社会的効果及びその効果を見込む根拠が明らかにされていなければならない。
19	カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置が区域整備計画に記載されているとともに、記載された施策及び措置を都道府県等が都道府県公安委員会及び立地市町村等と連携しつつ適切に実施すると認められるものでなければならない。また、ギャンブル等依存症対策基本法の規定に基づく都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画が策定され、これに基づく取組(政令市にあっては、ギャンブル等依存症対策のための計画的な取組)を適切に実施すると認められるものでなければならない。

同種事例(PFI等事業者選定における採点方法)について

○同種事例において、要求基準の充足をもって評価項目の採点に点数を与える例や、評語の多様な表現例が見受けられた。

○5段階評価の例

事例	審査方法		評価項目の採点の計算				
	要求水準 審査	採点方法	A	B	C	D	E
	有り	有識者委員会の評価に当たっては、 <u>要求水準を充足する提案を500点(評価点の半分)とし、要求水準を超えた内容について、優れている程度に応じて採点を行う。</u>	特に秀でて優れている (配点×100%)	秀でて優れている (配点×75%)	優れている (配点×50%)	わずかに優れている 点を認める (配点×25%)	要求水準は満たしているが、優れている 点が認められない (配点×0%)
	有り	有識者委員会の評価に当たっては、 <u>要求水準を充足する提案に評価基準の25%の配点を付与し、要求基準を超えた内容について、優れている程度に応じて採点を行う。</u>	非常に優れている (配点×100%)	優れている (配点×75%)	やや優れている (配点×50%)	要求水準書を満た す程度 (配点×25%)	要求水準書を満た していない可能性が ある (配点×0%)
	有り		特に優れている (配点×100%)	優れている (配点×75%)	やや優れている (配点×50%)	要求水準を満たして いる (配点×25%)	-
	有り		極めて優れた提案が なされている (配点×100%)	優れた提案がなされ ている (配点×75%)	提案内容に工夫が みられる (配点×50%)	提案に特別な配慮 がみられる (配点×25%)	勘案すべき点が認め られない (配点×0%)
	有り	有識者委員会の評価に当たっては、 <u>要求水準を満たしたものを対象に、優れている程度に応じて採点を行う。</u>	特に優れている (配点×100%)	秀でて優れている (配点×75%)	優れている (配点×50%)	わずかに優れている (配点×0.25)	特に評価すべき配 慮や工夫は見られな い (配点×0%)
	有り		特に秀でて優れてい る (配点×100%)	秀でて優れている (配点×75%)	優れている (配点×50%)	ごくわずかに優れてい る (配点×0.25)	優れているとは認め られない (配点×0%)
	有り						

○6段階評価の例

事例	審査方法		評価項目の採点の計算					
	要求水準 審査	採点方法	A	B	C	D	E	F
	有り	有識者委員会の評価に当たっては、 <u>要求基準を満たしたものを対象に、評価項目ごとに、原則6段階の評価にて採点。委員が特に必要と考える場合は、委員の判断により、さらに詳細な区分による評価(A'、B'等)を認める。</u>	特に優れている (配点×100%)	優れている (配点×80%)	やや優れている (配点×60%)	普通である (配点×40%)	やや劣る (配点×20%)	評価対象となる 提案無し (配点×0%)

認定の対象ラインの見直しについて

○他事例の状況も踏まえ、要求基準19項目を確認することで、施設規模や依存症対策など、一定の内容の事業形成がなされることを踏まえ、評価基準の採点において、更なる足切りは設けないこととしたい。

○また、要求基準の充足をもって、評価をどのように反映するかという点で、見直し案が3つ考えられる。

- ①要求基準充足を考慮しつつ、認定を評価基準の配点の6割以上とする案
- ②要求基準充足をもって評価基準の配点の中で最初から一定の評価を行い(配点の25%)、認定を配点の7割以上とする案
- ③要求基準充足を評価基準とは別に配点化し(各項目で評価基準の配点平均40点の半分)、認定を全体配点の7割以上とする案

ケース	要求基準充足の加点なし		要求基準充足の加点あり	
	従前案	見直し案①	見直し案②	見直し案③
要求基準充足による加点	<ul style="list-style-type: none"> ・加点はしない ・要求基準充足＝評価基準の関連項目の最低評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・加点はしない ・要求基準充足＝評価基準の関連項目の最低評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・要求基準充足＝評価基準の関連項目で一定評価(配点の25%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・要求基準を配点化(20点×19項目=380点)(配点の28%)
配点	1,000点満点	1,000点満点	1,000点満点	380点(要求) +1,000点満点(評価)
認定の基準(案)	<ul style="list-style-type: none"> ・配点の大きい項目は半分以上の点が必要 ・1,000点満点中750点以上(配点の7割5分以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・1,000点満点中600点以上(配点の6割以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・1,000点満点中700点以上(配点の7割以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・1,380点満点中966点以上(評価基準で586点以上)(配点の7割以上)
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・認定のハードルが高い可能性がある ・見た目上、認定の点数が相対的に大きい 	<ul style="list-style-type: none"> ・見た目上、認定の点数が相対的に小さい 	<ul style="list-style-type: none"> ・見た目上、認定の点数が相対的に大きい 	<ul style="list-style-type: none"> ・要求基準の配点化はIRの基本方針に記載がなく、各項目20点の説明が伴う。 ・見た目上、認定の点数が相対的に大きい

(参考:自治体における選定事業者の有識者委員会採点結果(3自治体とも1,000点満点))

大阪府市: 788.5点

採点の評語について

○採点評語については、IRの基本方針において、「優れた区域整備計画を認定する」とされていることを考慮し、同種事例を踏まえつつ、「優れている」という言葉の相対的な表現により整理を行った。

見直し案① 要求基準充足を考慮しつつ、認定を評価基準の配点の6割以上とする案

見直し案② 要求基準充足をもって評価基準の配点の中で最初から一定の評価を行い(配点の25%)、認定を配点の7割以上とする案

見直し案③ 要求基準充足を評価基準とは別に配点化し(各項目で評価基準の配点平均40点の半分)、認定を全体配点の7割以上とする案

採点の評語案(見直し案①、③)

要求基準充足のみ=F評価として評価を行う。

評価	評価結果	採点の計算
A	極めて優れている。	配点×100%
B	非常に優れている。	配点×80%
C	優れている。	配点×60%
D	やや優れている。	配点×40%
E	わずかに優れている。	配点×20%
F	要求基準を満たす程度である。	配点×0%

※ 評価項目ごとに、原則6段階の評価にて採点。委員が特に必要と考える場合は、委員の判断により、さらに詳細な区分による評価(A'、B'、C'、D'、E')を認める。

(例えば、A'は、AとBの間の中間評価で配点×90%で採点)

採点の評語案(見直し案②)

要求基準充足のみ=F評価として評価を行う。

評価	評価結果	採点の計算
A	極めて優れている。	配点×100%
B	非常に優れている。	配点×85%
C	優れている。	配点×70%
D	やや優れている。	配点×55%
E	わずかに優れている。	配点×40%
F	要求基準を満たす程度である。	配点×25%

※ 評価項目ごとに、原則6段階の評価にて採点。委員が特に必要と考える場合は、委員の判断により、さらに詳細な区分による評価(A'、B'、C'、D'、E')を認める。

(例えば、A'は、AとBの間の中間評価で配点×92.5%で採点)

採点の方法に関し、委員の皆様からいただいたコメント

- ・案①～③の議論は、結局、最終的な認定の点数の見た目に重きを置くか(案②、③)、採点のプロセスの分かりやすさに重きを置くか(案①)、の違いではないか。
- ・案①が良い。案②は15%刻みで評語の差がある、案③は基礎点の考え方が納得感がないなど、評価方法の見た目が複雑に感じる。第三者から作為的だと思われるのではないか。
- ・要求基準、評価基準の2つの基準が存在し、要求基準を満たすことを大前提として、 $+ \alpha$ で評価できる点がないと認定できない、という言い方をしては如何か。
- ・最終的に認定した際の点数発表を考えた際、「6割で認定」より「7割で認定」の方が見た目として良いことは理解できる。
- ・案②が良い。案③は、基礎点(380点(20点×19項目))を与えるものであるが、要求基準の記載項目が異なる中で、一律同じ点を与えるという説明は、対外的には納得感が得られないのではないか。
- ・案②は、他の事例に倣って、要求基準の充足をもって配点の25%程度を与える程度で良いのではないか。
- ・ダッシュを使った区分(B'、C'等)よりも、プラスマイナスを使った区分(B+、B-等)の方が選択肢が多く、評価の意味も分かりやすくて良いのではないか。

参考事例

< ██████████ 落札者決定基準 >

審査会の評価に当たっては、要求水準を充足する提案を0点とし、要求水準を超えた内容について、優れている程度に応じて採点を行う。

11段階評価

評価	評価結果	採点の計算	
A	非常に優れている	各項目の配点×1.0	
B	B+	Bの評価より優れているがAの評価に至らない	各項目の配点×0.9
	B	優れている	各項目の配点×0.8
	B-	Bの評価より劣っている	各項目の配点×0.7
C	C+	Cの評価より優れているがB-の評価に至らない	各項目の配点×0.6
	C	やや優れている	各項目の配点×0.5
	C-	Cの評価より劣っている	各項目の配点×0.4
D	D+	Dの評価より優れているがC-の評価に至らない	各項目の配点×0.3
	D	要求水準を上回ることが确实と見込まれる	各項目の配点×0.2
	D-	Dの評価より劣っている	各項目の配点×0.1
E	要求水準を満たす程度であり、特に優れた提案はない	各項目の配点×0.0	

採点方法案

＜要求基準の充足をもって配点(1000点満点)の25%を与え、5%刻みで評語評価をあげていく案＞(見直し案②')

16段階評価

評価		評価結果	採点の計算
A	A	極めて優れている。	配点×100%
	A-	Aの評価より劣っている。	配点×95%
B	B+	Bの評価より優れているがAの評価に至らない。	配点×90%
	B	非常に優れている。	配点×85%
	B-	Bの評価より劣っている。	配点×80%
C	C+	Cの評価より優れているがB-の評価に至らない。	配点×75%
	C	優れている。	配点×70%
	C-	Cの評価より劣っている。	配点×65%
D	D+	Dの評価より優れているがC-の評価に至らない。	配点×60%
	D	やや優れている。	配点×55%
	D-	Dの評価より劣っている。	配点×50%
E	E+	Eの評価より優れているがD-の評価に至らない。	配点×45%
	E	わずかに優れている。	配点×40%
	E-	Eの評価より劣っている。	配点×35%
F	F+	Fの評価より優れているがE-の評価に至らない。	配点×30%
	F	要求基準を満たす程度である。	配点×25%

6段階評価を原則とする場合

採点の評語案(見直し案②'')

要求基準充足のみ=F評価として評価を行う。

評価	評価結果	採点の計算
A	極めて優れている。	配点×100%
B	非常に優れている。	配点×85%
C	優れている。	配点×70%
D	やや優れている。	配点×55%
E	わずかに優れている。	配点×40%
F	要求基準を満たす程度である。	配点×25%

※ 評価項目ごとに、原則6段階の評価にて採点。委員が特に必要と考える場合は、委員の判断により、以下の区分による評価を認める(これにより、5%刻みによる評価が可能となる)。

- ・A評価についてはA-を認める
- ・B、C、D、Fについては+・-評価を認める
- ・F評価についてはF+を認める

3. 評価基準の項目ごとの評価方法の 検討の進め方について

評価基準の項目ごとの評価・採点方法について(案)

- 評価のベンチマークの検討については、以下の方針を進めていくこととしたい。
- 具体的内容は、今後、初回審査の担当の先生に個別に相談させていただきつつ、検討を進めてまいりたい。

■評価に当たって留意すべき内容の検討

評価基準の内容に沿って、以下3点を確認

①国内外の同種事例の状況（シンガポール等のIRや、国内類似施設の状況）

- ・例えば、評価基準⑩「宿泊施設の規模」であれば、手引きに沿って、機能（客室の広さ、構成、設備に関する事例（客室（スイートルーム含む）ごとの床面積等、レンタル比、動線等））及び規模（全客室の床面積等）に関する事例を確認。



評価基準⑩「宿泊施設の規模」

諸外国のIRにおける宿泊施設と比較して、客室の広さ、構成、設備が国際競争力を有するとともに、IR区域への来訪者の宿泊需要に適切に対応できる規模を持つことが求められる。

②IR基本方針や政府の観光戦略における記載

- ・IR基本方針における意義・目標に関する記載事項や、政府の観光戦略（観光立国推進基本計画等）における関連記載箇所（例えば、訪日外国人旅行者の多様なニーズに併せた宿泊施設の整備等）の作成

③その他、評価に当たって留意すべき事項があれば追加要素として検討

- ・例えば、来訪者数の需要検討に当たっては、世界における市場環境（ ）や、需要の奪い合いをどう考えるか、来訪者が増えると依存症患者増加につながる点をどう考えるかという観点を検討。

■評価基準を踏まえ「高く評価する」内容の検討



- ・評価基準の記載内容に沿って、「〇〇については、〇〇（上記①）を参考とし、それを上回るものは「優れている」以上と評価する。その際、〇〇の要素（上記②、③）は加味する。」というベンチマーク（指標）を作成する。
- ・その際、配点を更に細分化する必要があるものについては、項目を細分化し配点を割り振る。

評価基準の項目ごとの配点細分化の方針について(案)

○評価基準25項目の配点細分化については、今後、以下2分類に整理を行う。

(分類1)明確に異なる提案要素が含まれている、又は提案内容を分け評価することで審査が行いやすくなると考えられるもの

⇒ 配点を細分化する

(分類2)評価基準の記載内容を踏まえ、一体的に評価することが適切であると考えられるもの

⇒ 配点を細分化しない

■分類1の例

・下線部は明確に異なる提案要素であり、配点の細分化を検討

(評価基準4) 配点30点

障害者、高齢者、妊婦、乳幼児連れの人といった、配慮を必要とする来訪者それぞれの多様なニーズに対応できるユニバーサルデザインの観点や、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレードの観点から、世界の最先端であり、模範となることが求められる。

・下線部を分けて評価することで審査が行いやすくなると考えられるもの

(評価基準25) 配点150点

最新の技術を活用したカジノ施設及びIR区域内の適切な監視や警備、国内外の最新の知見やベストプラクティスを踏まえた依存防止対策の強化その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を行うために必要な施策及び措置についてIR事業者と都道府県等の連携協力により適切に講じられることが求められる。また、これらと連携した都道府県等によるギャンブル等依存症対策や、関係地方公共団体との連携協力による取組の充実が、確実かつ効果的に講じられることが求められる。

■分類2の例

・分けて評価するような記載が見当たらず、一体的に評価することが適切であると考えられるもの

(評価基準3) 配点10点

日本を代表する観光施設にふさわしい、これまでにないスケールを持つ施設であることが求められる。

需要の奪い合いに関する審査の方向性(来訪者増加と依存症患者増加の関係含む)

- 需要の奪い合いに関する審査の方向性としては、区域整備計画の提案内容について、以下の方向性の審査が考えられる。
- 計画から申請者の意図が十分汲み取れない場合は、プレゼンテーションでの確認を検討したい。

■需要の奪い合いに関する審査の方向性(案)

- ・ IR施設を、IR整備法に沿って7施設(国際会議場、展示場、魅力増進施設、送客施設、宿泊施設、その他施設、カジノ施設)に関し分類分けを検討し、それぞれの集客見込みを整理する。
- ・ 各施設については、例えば、国際会議場なら既存大規模会議場、宿泊施設なら既存ホテルなど、各々競争環境が異なる。
- ・ 投資規模に応じた来場者数が安定するか、という点について、計画に説得力があるか、新たな需要を生み出しているか、という点が審査のポイントとなるのではないか。
- ・ また、来場者については、カジノ施設の来場者が増えれば依存症患者増加の可能性があると。カジノ施設の来場者が多いこと自体は評価すべきではないのではないか。(依存症防止の観点からは、マス層の誘客ではなく、富裕層の誘客を評価すべきなのではないか)

■諸外国のIR評価事例

<シンガポール>

- ・ MICEにおける相乗効果を生み出し、需要を奪うのではなく、産業全体を活性化させる提案を評価した

<マサチューセッツ州>

- ・ 事業者に対し、開業後の市場環境や、その環境下でIR施設が他のカジノや賭博施設と需要の奪い合いをせず、どのように成功していくのかを確認し、評価
- ・ この点に関し、事業者提案では、同州や近隣州で他のカジノが建設された場合や、オンラインカジノが拡大した場合などについて言及があった

【参考】諸外国のIRにおけるIR施設間競争への対策事例

- ・ MICEのMIとCE、ビジネス客とファミリー客等、VIPと大衆向け等、ターゲットを明確にし、IR同士の顧客奪い合いを回避
- ・ 他施設と差別化を図った開発、ブランド力、顧客データベースの活用
- ・ これまで地域に訪れていない客層やMICEを誘致することで、需要をビルドアップし地域全体の消費額を向上
- ・ 地域の閑散期・時間における消費活動の活性化

4. 自治体からの質問・回答(第2回)

自治体からの質問について(第2回)

【質問の受付期間】

2021年10月1日～11月1日

【質問の受付数】

計10問 (うち非公表希望3問)

	大阪府市	
質問数	6 (うち非公表希望3)	

【質問の内容】

5問 評価基準25(カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除)に関する質問

5問 区域整備計画の記載方法に関する質問

【今後のスケジュール】

事務局にて回答案作成後、

- ・11月22日 審査委員会にて回答方針確認
- ・11月下旬頃 質問(第2回)への回答公表